**平成２１年（フ）第１８５号**
鹿児島県鹿児島市平之町８番39―607号
債務者　内田　徳一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３０３号**
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目29番72―51号
武岡住宅7251
債務者　原田　章三
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３１７号**
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目33番59―32号
債務者　武　　利彦
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３２５号**
鹿児島県鹿児島市三和町66番８―504号
債務者　新村　睦子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３２６号**
鹿児島県鹿児島市吉野町304番地の７
債務者　渡邊　秀一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３３８号**
鹿児島県鹿児島市坂元町47番109号
債務者　堂園祐一朗
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３３９号**
鹿児島県鹿児島市真砂町60番２号松村ビル302号　小梅枝ヤチ子方、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目７番７号
債務者　小梅枝敏郎
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３５１号**
鹿児島県鹿児島市原良町1996番地１　ＮＡＫＡＭＡ　Ｂ．ＬＤ103号
債務者　岡本　美紀
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３５２号**
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目33番地９
債務者　徳永　秀幸
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３５７号**
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4373番地
平瀬方
債務者　川南アイ子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３６９号**
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目29番２号
債務者　山口　法正
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３７１号**
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯５丁目14番75―14号
債務者　井川　満浩
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第１１１号**
北海道小樽市梅ケ枝町26番９号
債務者　渡邉　　守
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１１４号**
北海道小樽市石山町17番２号
債務者　小川　　円
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１１５号**
北海道小樽市錦町20番３号
債務者　野村万貴子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１１６号**
北海道小樽市桜５丁目４番31号　岡田マンション
債務者　橋本　　忍
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１１８号**
北海道小樽市末広町25番１号、前住所北海道小樽市稲穂４丁目６番３号　プチメゾン207号室
債務者　木村　未来
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１４７号**
北海道苫小牧市柳町４丁目18番16号　カーサ・セレス101号
債務者　川村　勝則
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

第明治三二十種郵便物認可